

第 5 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和 7 年 2 月 25 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和7年2月25日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時22分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

議案第4号 令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)

議案第8号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第2号)

議案第20号 専決処分の報告及び承認についてのうち

報告第8号 専決処分の報告について報告事項

①熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

②熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

出席委員(8人)

委員長 中村亮彦

副委員長 荒川知章

委員 池田和貴

委員 高野洋介

委員 橋口海平

委員 岩田智子

委員 南部隼平

委員 高井千歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 白石伸一

教育理事 木山晋介

教育総務局長 井藤和哉

県立学校教育局長 重岡忠希

市町村教育局長	藤岡寛成
教育政策課長	岸良優太
学校人事課長	清塘文夫
文化課長	舟津紀明
施設課長	中島一哉
高校教育課長	坂本憲昭
特別支援教育課長	松本英雄
学校安全・安心推進課長	木山邦博
体育保健課長	濱本昌宏
義務教育課長	井手正直
政策監兼義務教育課英語	
・日本語教育推進室長	梅本和高
社会教育課長	福永公彦
人権同和教育課長	角田賢治

警察本部

本部長	宮内彰久
警務部長	宇野晃
生活安全部長	江藤真吾
刑事部長	松永透
交通部長	内田義朗
警備部長	八木世志一
首席監察官	松見恵一郎
参事官兼総務課長	中林俊郎
参事官兼警務課長	渋谷明紀
参事官	
兼生活安全企画課長	高波進治
参事官兼地域課長	福岡淳一
参事官兼刑事企画課長	大島誠吾
参事官兼交通企画課長	坂元慎二
参事官	
(運転免許センター長)	堀田博士
参事官兼警備第一課長	東勘太郎
理事官兼会計課長	平山浩之
サイバー犯罪対策課長	松本建治
交通規制課長	井上賢二

事務局職員出席者

議事課主幹 須田恵美子

政務調査課主幹 時 吉 啓 通

午前9時59分開議

○中村亮彦委員長 ただいまから、第5回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、審査を効率的に行うため、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、宮内本部長。

○宮内警察本部長 警察本部でございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御支援、御協力をいただいているところであります、この場をお借りしまして、心からお礼を申し上げます。

提出議案の説明に先立ちまして、先般、本県警察官が、女性に対してわいせつな行為を行うなどの事案を発生させ、懲戒免職等の処分を受けたことにつきまして、委員の皆様をはじめ、県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、職員に対する指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

それでは、今回県警察から提案しております4件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まずは、議案関係についてです。

議案第1号、令和6年度熊本県一般会計補正予算(第8号)については、職員給与費や退職手当の増額要求等を行うとともに、年度末の決算を見据えた今後の執行見込みの精査により、1億8,937万円余の減額補正となりま

す。

また、議案第20号、専決処分の報告及び承認については、損害賠償請求事件の判決確定に伴う賠償金等の予算の専決処分について議会へ報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第8号、専決処分の報告については、専決処分させていただきました3件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定に関する報告でございます。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○平山会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の付託議案関係説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いします。

議案第1号、令和6年度熊本県一般会計補正予算(第8号)の歳出予算についてでございます。

今回の補正予算は、会計年度末を控え、決算を見据えた今後の執行見込みの精査による補正が主な内容となっております。

まず、上段の公安委員会費で93万2,000円の減額をお願いしておりますが、これは、公安委員の活動実績等に応じた報酬や旅費等の執行見込額の減額によるものでございます。

次に、中段の警察本部費で3億912万2,000円の増額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

1の職員給与費2億7,088万円の増額は、警察職員の給料と諸手当の過不足調整に伴う

増額をお願いするものでございます。

2の退職手当5,539万6,000円の増額は、退職者への支給見込額の増額によるものでございます。

3の警察一般管理費1,215万4,000円の減額は、警察官制服費の執行見込額の減額によるものほか、警察統合OA整備費において、各種保守委託料の契約残の減額や国からの補助金充当による財源更正を行うものでございます。

4の児童手当500万円の減額は、職員への支給見込額の減額によるものでございます。

次に、下段の装備費で3,315万4,000円の減額をお願いしておりますが、これは、警察車両の任意保険料やヘリコプター点検費の契約残等で、併せて国からの補助金充当による財源更正を行うものでございます。

2ページをお願いします。

上段の警察施設費で2億7,301万8,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の警察施設維持費500万円の減額は、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に備えた運転免許センター事務室工事等の契約残でございます。

2の警察施設整備費2億6,801万8,000円の減額は、各種警察施設改修費の執行見込額による減額のほか、入札不調等のため計画の見直しが必要となった花畠交番新築、解体工事費を減額するものでございます。

次に、中段の運転免許費1億2,000万3,000円の減額は、運転免許証作成に要する経費や更新時講習委託料等の執行見込額の減額のほか、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う関連機器改修費等の執行残を減額するものでございます。

次に、恩給及び退職年金費88万9,000円の減額は、支給対象者の減少によるものでございます。

次に、下段の警察活動費で7,049万9,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費1,127万1,000円の増額は、主に被留置者の食糧費や医療費の増額であり、被留置者の増加と留置日数の長期化に起因するものでございます。

次に、2の刑事警察運営費1,294万7,000円の減額は、初動捜査支援システムの移設工事等が不要となったものでございます。

最後に、3の交通安全施設費6,882万3,000円の減額は、国の補助金の内示減に伴い、事業費の減額をお願いするものでございます。

以上、警察費の補正額は1億8,937万3,000円の減額となりまして、補正後の警察費は440億6,378万円となります。

続きまして、3ページをお願いします。

繰越明許費の補正についてでございます。

繰越明許費の変更として、警察管理費で1億4,066万7,000円の増額を、警察活動費で918万5,000円の増額をお願いしておりますが、それぞれ説明欄に記載しておりますとおり、年度内に執行が完了しない可能性があるため、予算の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

債務負担行為の補正についてでございます。

まず、追加として、交番、駐在所等の土地、建物の貸借契約に要する経費、2,381万9,000円をお願いしております。

次に、変更として、警察関係業務でヘリコプターレビシシステムメンテナンス保守など4,766万9,000円の増額変更をお願いしており、補正後の限度額は21億8,081万9,000円となります。

これは、令和7年4月1日から業務を開始する必要があり、年度内に契約を行うことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

議案第1号は以上でございます。

続きまして、5ページをお願いします。

議案第20号、専決処分の報告及び承認につ

いてでございます。

専決処分の内容は、平成29年9月に、当時玉名警察署刑事課に勤務していた職員の自死に伴う損害賠償請求事件について、令和6年12月に判決が確定したことから、御遺族に支払う損害賠償金等に関し、知事の専決処分により補正予算を編成したものでございます。

補正予算額は8,473万2,000円で、内訳は、利息を含む損害賠償金8,452万1,000円と訴訟費用21万1,000円でございます。

議案第20号は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○松見首席監察官 監察課でございます。

報告第8号の専決処分について御報告させていただきます。

説明資料の7ページを御覧ください。

令和6年3月から8月に発生した本県警察職員が運転する公用車による3件の交通事故に関して、事故の相手方と熊本県との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしました。

事故の概要につきましては、資料8ページのとおり、駐車場で後退する際、マンションの外壁に衝突したもの、交差点を右折する際、左方から直進中の相手方車両と衝突したもの、路上で後退する際、民家のブロックに衝突したもので、いずれも県側の過失が大きい交通事故であり、県側から資料のとおりの賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

なお、賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

3件の交通事故に関しましては、運転者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、教育長から総括説

明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

白石教育長。

○白石教育長 県教育委員会でございます。

委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして、御理解と御支援を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、前回12月と前々回9月の当委員会で報告いたしましたくまと新時代教育大綱と第4期熊本県教育振興基本計画につきまして、昨年12月末に策定、公表いたしましたので、御報告申し上げます。

今後、この教育大綱、それから教育振興基本計画に沿って、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実、魅力ある学校づくりなどの諸課題に対し、教育委員会一丸となって取組を推進してまいります。

それでは、本議会に提出しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案でございます。

まず、令和6年度2月補正予算についてでございますが、教育委員会総額で5億2,566万円余の減額補正をお願いしております。

主な内容といたしましては、国の経済対策による補正予算を活用して、特別支援学校の体育館の空調整備工事及びICTを活用した探究的な学びを強化する学校などに対して、必要な環境整備に要する経費等の増額補正のほか、人件費や各事業における執行見込みの精査等による減額補正をお願いしております。

加えまして、繰越明許費の追加及び変更で4億6,524万円余と、債務負担行為の補正5,383万円余についてもお願いしております。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きで令和6年度2月補正予算等と記載してある資料を御覧ください。

教育委員会の令和6年度2月補正予算について、各課から主な事業を説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

説明資料に記載している事業のうち、主なものについて説明させていただきます。

1段目の事務局費の右側の1、事務局運営費等の(1)熊本県教育情報化推進事業ですが、これは、県立学校のコンピューターリースやネットワーク機器設置委託の一般競争入札の執行残等による所要見込額の減によるものでございます。

次に、(6)熊本県公立学校情報機器整備事業ですが、義務教育段階における公立学校の1人1台端末への本年度の補助について、調達台数の減に伴う所要見込額の減によるものでございます。

次に、2、公立学校情報機器整備基金積立金の(1)熊本県公立学校情報機器整備基金ですが、これは、義務教育段階における公立学校の1人1台端末更新等の財源となる基金であり、令和7年度調達を予定している市町村への補助に係る財源等の積立てに要する経費でございます。

2段目の教職員人事費の右側2、教職員住宅等管理費の(1)教職員住宅管理費ですが、これは、教職員住宅の維持管理に要する経費について、法定点検の執行残等による所要見

込額の減及び教職員住宅並びに宿舎貸付料の収入見込額の減に伴う財源更正によるものでございます。

教育政策課の説明は以上でございます。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

4ページをお願いいたします。

まず、職員給与費について御説明いたします。

当初予算では、昨年の1月1日現在で在籍している職員の給与を基に算出しておりますが、その後4月の人事異動等により予算と実際の給与費に違いが生じておりますので、今回、現状に合わせて補正をお願いするものでございます。

4ページ1段目の事務局費は、事務局職員の給与費として、5ページの2段目及び3段目の教職員費は、小学校教職員及び中学校教職員の給与費として、6ページの1段目の高等学校総務費は、高等学校職員の給与費として、7ページの2段目の特別支援学校費は、特別支援学校教職員の給与費として、それぞれ減額補正を計上しております。

なお、文化課、施設課、体育保健課及び社会教育課につきましても、それぞれの課の職員給与費について、同様の理由による補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

引き続きまして、職員給与費以外について、主なものを御説明いたします。

4ページの2段目の教職員人事費の右側の1、退職手当でございますが、これは、直近の退職意向調査等により退職予定者の数が当初の見込みより多かったため、増額補正をお願いするものでございます。

また、2、管理運営費の(3)教育サポート事業ですが、これは、学校の業務をサポートする各種支援員について、当初で約6億円を計上しており、通年雇用を予定していました

が、学校によっては年度中途からの配置になったことなどによる所要見込額の減によるものでございます。

次に、(4)就学支援金交付等事業ですが、これは、就学支援交付対象者が当初見込みより少なかったことによる所要見込額の減によるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページ1段目の高等学校総務費の右側の2、学校運営費の(1)県立学校の原油価格物価高騰対応事業ですが、これは、県立学校における給食の食材費等の高騰に伴う保護者の経済的負担への支援に対する経費でございます。

次に、2段目の全日制高等学校管理費の右側の1、学校運営費及び7ページ2段目の特別支援学校費の右側の2、学校運営費の(1)特別支援学校運営費ですが、これは、管理運営費の所要見込額の減額補正及び授業料等の収入見込みの減や電気料金の高騰に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充當に伴う財源更正でございます。

学校人事課の説明は以上でございます。

○舟津文化課長 文化課です。

8ページをお願いします。

文化費の右側の2、文化振興費の(1)美術館分館管理運営費ですが、これは、改修設計委託の事業費確定による所要見込額の減でございます。

次に、3、文化財調査費の(2)埋蔵文化財発掘調査(受託)ですが、これは、埋蔵文化財発掘調査業務委託の入札残による所要見込額の減でございます。

次に、4、文化財保存管理費の(4)鞠智城整備事業ですが、これは、雨水処理工事の入札残による所要見込額の減でございます。

次に、5、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金ですが、これは、寄附金及び基金の運用利息を積み立てるための増額

補正でございます。

9ページをお願いします。

美術館費の右側の4、永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業ですが、これは、熊本大学に依頼しております古文書等の調査につきまして、大学における学内研究費の獲得等による所要見込額の減及び使用料収入等の増に伴う財源更正でございます。

10ページをお願いします。

教育施設災害復旧費の右側の1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業でございますが、これは、所有者の資金面の都合により事業が実施できなかつたことや事業費の確定による所要見込額の減によるものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

11ページをお願いいたします。

1段目の全日制高等学校管理費の右側の1、県立学校施設維持費の(1)高等学校施設維持管理費及び3段目の特別支援学校費の右側1、施設整備費の(1)特別支援学校施設維持管理費ですが、これは、ともに県立高等学校施設設備の法定検査などの維持管理委託の入札残等に伴う所要見込額の減によるものでございます。

次に、2段目の学校建設費の右側の1、県立高等学校施設整備費の(2)県立高等学校施設整備事業ですが、これは、国庫補助金の交付決定に伴う財源更正及び所要見込額の減によるものでございます。

3段目の特別支援学校費の右側の1、施設整備費の(2)特別支援学校施設整備事業ですが、これは、令和5年度2月補正予算で国の経済対策を活用し、令和6年度当初から前倒しした事業分を今回減額するものでございます。

次に、(3)特別支援学校施設整備事業(経済

対策分)ですが、これは、今回の国的新たな経済対策による補正予算を活用し、特別支援学校はばたき高等支援学校の体育館の空調設備工事に要する経費を計上するものでございます。

施設課の説明は以上でございます。

○坂本高校教育課長 高校教育課でございます。

12ページをお願いします。

2段目の教育指導費の右側の1、指導行政事務費の(1)通学支援事業ですが、これは、高校の再編に伴う通学支援を行う事業で、通学タクシーの利用生徒数や運行回数が見込みより少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

次に、2、学校教育指導費の(4)高等学校DX加速化推進事業(経済対策分)ですが、これは国の経済対策による補正予算によるもので、ICTを活用した探究的な学びを強化する学校等の環境整備に必要な経費を計上するものでございます。

13ページを御覧ください。

教育振興費の右側の3、産業教育設備費の(1)高等学校産業教育設備整備費ですが、これは、産業教育の実験実習に必要な設備整備、パソコン整備に要する事業で、備品購入費及び電子機器リースの入札執行残等による所要見込額の減及び企業版ふるさと納税の充當に伴う財源更正でございます。

14ページをお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計について御説明いたします。

育英資金等貸付金の右側の1、貸付金の(1)育英資金貸付金(大学貸与・修学貸与・緊急貸与)ですが、これは、就学困難な生徒等に育英資金の貸与を行う事業で、対象者が当初見込みより少なかったことによる所要見込額の減でございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

15ページをお願いします。

教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(1)特別支援学校寄宿舎食費継続支援事業(経済対策分)ですが、これは、県立特別支援学校寄宿舎における物価高騰に伴う食材調達費の値上げで増加する保護者負担に対する助成に要する経費でございます。

次の(2)医療的ケア児等支援事業ですが、これは、県立学校に看護師を配置し、医療的ケアを行う事業で、対象児童生徒が見込みより少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○木山学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課です。

16ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側1、児童生徒の健全育成費の(1)いじめ防止対策推進事業ですが、これは、いじめによる重大事態が想定より少なかったことによる所要見込額の減でございます。

次に、(3)スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、これは、スクールソーシャルワーカーの社会保険対象者が当初の見込み数より少なかったことによる所要見込額の減でございます。

学校安全・安心推進課の説明は以上でございます。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

17ページをお願いします。

1段目の保健体育総務費の右側の2、学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断ですが、これは、職員健康診断の受診者が当初の見込みを下回ったことに伴う所要見

込額の減でございます。

2段目の体育振興費の右側の1、学校体育振興費の(3)及び(4)の子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業ですが、これらは公立中学校の休日における部活動の地域移行の推進に要する経費で、(3)は国からの受託事業費の減額であり、(4)は、国の経済対策に伴い、令和7年度に繰り越して実施する事業費を計上するものでございます。

次に、2、社会体育振興費の(1)国民スポーツ大会ですが、これは、国民スポーツ大会への県選手団の派遣人数が当初の見込みを下回ったことに伴う所要見込額の減でございます。

体育保健課の説明は以上です。

○井手義務教育課長 義務教育課です。

18ページをお願いします。

教育指導費の右側の1、指導行政事務費の(2)夜間中学整備事業ですが、これは、令和6年4月に開校した熊本県立ゆうあい中学校の運営に要する経費で、入学者数を最大60人としておりましたけれども、31人の入学者数だったことなどによる所要見込額の減でございます。

次に、2、学校教育指導費の(1)くまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業ですが、これは、AIを活用した生徒の英語による発信力強化の促進に要する経費であり、国の経済対策に伴い、令和7年度に繰り越して実施する事業費を計上するものでございます。

19ページをお願いします。

(9)海外留学促進事業ですが、これは、米国の州立モンタナ大学へ高校生を短期派遣する事業であり、ドル建ての研修費用について、為替レートの変動を考慮した予算としておりましたが、実際には想定していたほど円安が進まなかつたことに伴う所要見込額の減でございます。

次に、(10)ALT活用促進事業ですが、これは、ALTの人事費及びALTの受入れに係る自治体国際化協会への負担金が当初の見込みを下回ったことによる所要見込額の減でございます。

次に、(11)文化部活動指導員配置支援事業ですが、これは、市町村立中学校における休日の文化部活動の地域移行に向けた実証事業に要する経費であり、受託市町村における事業実績が当初の見込みを下回ったことに伴う所要見込額の減及び国の経済対策に伴い、令和7年度に繰り越して実施する事業費を合算して計上するものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

20ページをお願いします。

社会教育総務費、右側の説明欄2、社会教育諸費の(1)地域人権教育指導員設置費補助、(2)青少年教育施設管理運営費、(3)地域学校協働活動推進事業ですが、これは、所要見込額の減によるものでございます。

次に、3の(1)熊本県こどもの読書環境整備基金積立金ですが、これは、ふるさと熊本応援寄附金のこども図書館応援分寄附金及び基金の運用利息を積み立てたための増額補正でございます。

21ページをお願いします。

図書館費、右側の説明欄2、管理運営費の(1)管理運営費ですが、これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当に伴う財源更正及び所要見込額の減によるものでございます。

次に、3、事業費の(1)くまもと文学・歴史館の運営及び充実ですが、これは、所要見込額の減によるものでございます。

次に、(4)こども本の森熊本の運営及び充実ですが、これは、寄附金の繰入れ及びグッズ販売収入による財源更正並びに所要見込額の減によるものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○坂本高校教育課長 高校教育課でございます。

22ページをお願いします。

繰越明許費補正の追加分になります。

上段の教育費の教育総務費ですが、これは、先ほど御説明いたしました高等学校DX加速化推進事業について、国の経済対策による補正予算によるもので、交付決定までに日数を要し、年度内執行が困難となったため、繰越明許費を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

22ページ下段をお願いします。

教育費の教育総務費の右側、特別支援学校寄宿舎食費継続支援事業ですが、これは、県立特別支援学校寄宿舎における食費について、令和7年度においても引き続き保護者の負担を増加させることなく質や量を維持する必要があるため、国の経済対策による補正予算を活用した事業で、交付決定までに日数を要することにより、年度内執行が困難となったため、繰り越すものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○井手義務教育課長 義務教育課です。

23ページをお願いします。

教育費の教育総務費ですが、これは先ほど御説明しましたとおり、どちらも国の補正予算によるものであり、交付決定または受託契約までに日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰越明許費を設定するものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

24ページをお願いいたします。24ページの上段です。

繰越明許費の変更でございます。

教育費の高等学校費ですが、これは、県立学校における給食において、保護者の負担を増加させることなく質や量を維持するため、国の経済対策による補正予算を活用した事業で、交付決定までに日数を要することにより、年度内執行が困難となったため、繰り越すものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

24ページ下段をお願いします。

教育費の社会教育費ですが、埋蔵文化財発掘調査(受託)につきましては、国の用地買収が遅延したこと、文化財保存事業につきましては、資材価格の高騰や材料の品薄等による資材調達の遅れや、仕様や工法の再検討に時間を見たことなどにより、年度内の執行が困難となる見込みであり、設定済みの繰越明許費を増額する必要が生じたため、繰越明許費を設定するものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

25ページ上段をお願いいたします。

教育費の特別支援学校費ですが、これは、先ほど増額補正をお願いいたしました特別支援学校の体育館空調設備工事につきまして、これは国の経済対策による補正予算となりますので、交付決定までに日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであり、設定済みの繰越明許費を増額する必要が生じたためでございます。

施設課の説明は以上です。

○坂本高校教育課長 高校教育課でございます。

25ページ下段をお願いします。

教育費の高等学校費ですが、これは、高森高校環境整備事業について、入札不調により工期が確保できなかつたこと及び学校活動に支障のない工法や工事時期との調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであり、設定済みの繰越明許費を増額する必要が生じたため、繰越明許費を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○濱本体育保健課長 体育保健課です。

26ページをお願いします。

1段目の子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業ですが、これは、先ほど御説明しましたとおり、国の補正予算に係る受託契約までに日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みのため、繰越明許費を設定するものでございます。

2段目の県営体育施設整備事業ですが、これは、県立総合体育館音響設備改修工事に要する経費について、工法、工程及び仮設計画の検討に日数を要し、年度内の執行が困難となつたため、設定済みの繰越明許費を増額するものでございます。

3段目の県営体育施設管理費ですが、これは、県立総合体育館空調設備の緊急修繕に要する経費について、入札不調に伴う契約手続に時間を要し、年度内の執行が困難となる可能性があるため、設定済みの繰越明許費を増額するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

27ページ上段をお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

1段目の著作物複写利用業務ですが、これは、著作物複写利用に係る賃借料で、4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

2段目の教職員住宅用地賃借ですが、これは教職員住宅に係る土地賃借料で、引き続き4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

3段目の文化庁派遣職員宿舎賃借ですが、これは、文化庁派遣職員の宿舎に係る賃借料で、引き続き4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

教育政策課の説明は以上でございます。

○中島施設課長 施設課でございます。

27ページ下段をお願いいたします。

県立学校用地等賃借ですが、これは、黒石原支援学校下水道管敷地ほか3校における賃借料でございます。当該契約を4月1日から実施するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

施設課の説明は以上です。

○坂本高校教育課長 高校教育課でございます。

28ページ上段をお願いします。

人吉高校五木分校魅力化推進業務ですが、これは、人吉高校五木分校魅力化コーディネートに係る委託費で、当該委託業務を4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、下段をお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計の1段目、育英資金返還金収納事務委託業務ですが、これは、育英資金返還金のコンビニ収納業務に係る委託を4月1日から実施するため、また、2段目の情報処理関連業務は、育英資金管理システム保守業務に係る委託を4月1日から実施するため、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上でございます。

○濱本体育保健課長 体育保健課です。

29ページ上段をお願いします。

県民総合運動公園管理運営業務ですが、これは県民総合運動公園のアクセス改善対策に関する警備員等の配置に係る経費であり、当該委託業務を4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

29ページ下段をお願いします。

電話相談室賃借ですが、これは家庭教育電話相談事業で使用する電話相談室を年間賃借するもので、当該賃借を4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○坂本高校教育課長 高校教育課でございます。

30ページをお願いします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計の債務負担行為の設定について説明いたします。

事務機器等賃借ですが、これは、熊本農業高校、芦北高校の実習に係るシステムの使用及び保守を4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で令和6年度補正予算に係る執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようお願いします。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、その後教育委員会に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のままで説明をしてください。

それではまず、警察本部に係る質疑はありますか。

○岩田智子委員 本部長の御挨拶の中にも今日ありましたけれども、わいせつ事件で送検されたということで、不同意性交等出ていますけれども、私も、連絡があって、とても残念に思いました。

これまで、性被害の撲滅っていうか、それを減らすために、私も大分一般質問でも取り上げさせていただいたり、被害者支援とかゆあさいどでの取組などもお話をずっとしてきたところなんですけれども、そのことで警察の方が発言されたということは、そのことをちゃんと取り組んでいらっしゃるということで、そこは納得するんですけども、記者会見というのを何かされなかつたですよね。

で、私、記者会見ないのかなと思っていて、そうしたらRKKのテレビで、何か100人に聞きましたということで、地域の方にどう思いますかということでアンケートをされましたら、90人ぐらいは、やっぱりそれはどうかと、記者会見するべきじゃないかということで出たという番組がありまして、その番組を見てからでしょう、多分県民の皆さんからも何人か、県警って記者会見せんよねっていうような話も出ていまして、その点、本部長の見解っていうかな、お聞きしたいんですけども。

○宮内警察本部長 記者会見を行うかどうかにつきましては、事案の内容を踏まえまして個別に判断をしておるところでございますけれども、今回は記者に対してのレクを行うという形で行わさせていただきましたけれども、事案の内容を踏まえまして、その方法が適切であると判断したわけでございます。

また、今回、記者レクという形で行いましたけれども、県民の皆さんにしっかりと説明

できたものというふうに認識しております。

○岩田智子委員 本当に警察の方々は、ほとんどの人が真面目にちゃんと職務を全うされているんですけれども、本部長の口からやっぱり記者会見という場できちんとそのことを——まあ、判断をされたのは一応は理解をしますけれども、私としては、何かちゃんと記者会見をして、そのことが県民の信頼を得ることになるのではないかというふうに自分では考えておりますが、やっぱりどうでしょうか。

○宮内警察本部長 先ほど申し上げたとおりでございまして、やはり事案の内容を踏まえまして個別に適切な方法を判断していくという形でございます。

今回は、やはり事案の内容を踏まえまして、記者に対するレクという方法が適切であると判断したものでございます。

○岩田智子委員 テレビドラマの警察のドラマの中なんかででも、記者会見で、例えば凶悪犯を逮捕したとか、こっちをアピールっていうかな、警察の仕事をちゃんとやっているというようなことも何か出るじゃないですか。何かそういうのを考えると、——ニュースとかで出るよりも、本部長の声できちんと聞きたかったなというふうに私は思っていますので、今回の判断はそうだったかもしれませんけれども、今後、いろいろ私のような声もあるということをお伝えしたいと思って発言をしました。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 すみません、1点だけちょっと確認させてください。私自身がちょっと

聞き逃したかもしれないで、すみません、その際は申し訳ないと思います。

4ページの債務負担行為なんですが、変更で22番の警察関係業務費が約5,000万増えています。令和7年度、令和8年度で5,000万。令和7年度からの分だけが5,000万増えているということなんですけれども、この増額した理由ですね、もしかしたら説明をしていただいたのかもしれませんけれども、ちょっと私聞き逃したかもしれないで、これは増額、必要な分は増額するというのに対しては、全然私自身否定するものでも何でもないんですが、その増額の理由ですね。ちょっとそこを聞き逃したので、そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

○平山会計課長 まず、御確認させていただきます。

債務負担行為の補正で、これは変更分のところ……。

○池田和貴委員 そうです。変更分ですね。

○平山会計課長 のところの4,766万9,000円のところでございますか。

○池田和貴委員 そうです。そうです。

○平山会計課長 こちらにつきましては、先ほども御説明いたしましたけれども、警察関係業務でヘリコプターテレビシステムのメンテナンス保守等の金額について、来年度4月1日からすぐに始めなければならないので債務負担行為の変更をしたというものでございまして、この変更というのは、まず9月議会のとき、それと11月議会のときにも債務負担行為の設定をしておりまして、今回は2月議会で設定して、契約が間に合うものにつきましては、この2月議会でかけているという状況にございます。

○池田和貴委員 分かりました。説明されていたっていうことですね。

じゃあ、すみません。このヘリコプター・システムメンテナンス保守が、今回追加したことによって5,000万増額の変更につながったということでおよろしいですか。

○平山会計課長 ヘリコプター・システムメンテナンス保守と暴力団対策関係の経費、これは責任者講習、弁護士報酬等ですね。それと、交通警察関係では、道路交通情報提供委託、それと道路使用許可現地調査委託等、それに共通基盤移行に伴う作業業務委託として遺失物関係業務の委託あるいは顧問弁護士料というところの記載のとおりでございます。

○池田和貴委員 すみません。じゃあ、この5つが全て何かの理由で幾ばくかの増額補正をするという内容でいいんですか。

○平山会計課長 来年度、令和7年4月1日から業務を開始するに当たりまして、今年度、令和6年度中から契約の手続をするものについて、今回設定しているというものでございます。

○池田和貴委員 僕の頭が悪いのかな。いまいちちょっと質問とお答えがかみ合ってないような気がするんですけども。

すみません、私が聞きたいのは、補正前に21億3,315万円の債務負担行為が設定されていました。で、今回は、令和7年度から令和8年度で21億8,081万円の限度額に補正が変わりました。この金額の差額が5,000万あるんですけども、この5,000万はどういった理由で増えたんですかということを聞きたかったんですけども。すみません、今の御説明だと私はちょっと理解できないので、もう

ちょっと分かりやすく説明してもらえますか。

○平山会計課長 会計課でございます。

まず、今回債務負担行為の変更になっておりますけれども、補正前の額21億3,315万円につきましては、11月補正まで債務負担行為を設定していた分でございまして、今回、それに追加で4,766万9,000円分を追加したというものです。

○池田和貴委員 ですよね。ということです。

（「内容とか内訳が欲しかわけでしょ」と呼ぶ者あり）

○平山会計課長 会計課でございます。

内容につきましては、先ほど申しましたヘリコプター・システム等の保守などの業務で、全部で13事業がございます。

○池田和貴委員 すみません、その13事業が対象だということは分かりました。

で、先ほども説明があったように、4,767万円の増額があるんですけども、もともとあった費用から何かが変化することによって増額をされたというふうに理解をしているんですけども、この変化された分が何なのかなと。例えば、委託するための人事費が上がったとか、何か機器のレンタル費用が上がったとか、何かその……どういう理由でこの4,767万円が増えたのかなということを聞きたかったんですけども。

○平山会計課長 会計課でございます。

11月補正まで設定しました分は、一般競争入札により手続をしなければならなかったものですから、今回、2月補正でかけると間に合わないために、11月議会で設定させていただいたものでございまして、今度の2月の

分は、先ほど申しました分となります。

契約期間が公告から時間を要しますので、2月議会にかけて間に合わない分を11月議会までにかけておりますので、今回、2月議会の議決後契約手続をして、間に合う分について追加で設定するというものですございます。

（「後から執務室で」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員 分かりました。後でもう一回ちょっと、じゃあ終わってからちょっと聞こうかな。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高野洋介委員 先ほど岩田先生の話で、私、ちょっとぼおっとしつつも手を挙げるのを忘れていたんですけども、県警本部長の言い分はよく分かりました。

私は中村委員長、荒川副委員長は、2月16日に県劇でありました県警のふれあいコンサートのほうに出席をさせていただきまして、1,700人ぐらいですかね、満員で、非常に県民の方々は県警に対していろいろと信頼関係もできたと思います。

ずっと最後までおりましたけれども、警察官の募集だとか、交通違反をしたら駄目とか、そういうのも含めて、非常に内容が楽しくてよかったですございますけれども、多分、県警の皆様方、全ての方々は、県民に対して信頼関係をもっと築きたいとか、もっと警察官に対していいイメージを持っていただきたいというような思いを、常日頃から本部長をはじめたくさんの方々お持ちで、ああいうことをされたと思います。

今回の事案に関して、内容は私言いませんけれども、先ほど岩田先生がおっしゃいました公表の仕方というのを改めて考える必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

で、記者レクと言いましたけれども、記者レクはなぜするかというと、多分記者さんが、それから県民の方々にかみ砕いたりしながら報道をする、そして県民の方々に理解をしてもらう、これが一番だと思います。

ただ、今回の事案の内容を踏まえて、私はどうすることが正解なのか分からんけれども、やっぱり記者だとかマスメディアとかが不満に思っていらっしゃるところはあるというふうに伺っております。

この不満を、県民の方々に報道する場合に、違った見方からすると、また違う報道になると思いますので、そこは記者との、マスメディアとの関係性もしっかり保ちながら、そこはしっかり県民の方に報道をするように皆様方も誘導する必要があるというふうに思っておりますので、まあここで本部長の答えを引き出すか引き出さないかは別としまして、私たちは、常に県民の方々から聞かれたことに素直に答えなければいけない責務がありますので、しっかりそこと連携を図りながらやる必要があるというふうに思っております。

今、某テレビ局が、記者会見のどうのこうのでぐらぐらぐらぐらしている報道もあっております。ですから、ここの報道の仕方というのも、改めて県警本部としてきちんと考え方、警察庁とのやり取りの中でやっていく必要があるというふうに思っておりますけれども、そういったところを今後考えていくべきだなという要望をしたいなと思っておりますけれども、何かコメントがあればいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○宮内警察本部長 先ほども申し上げましたけれども、今回、本県警察官のわいせつな行為を、女性に対してわいせつな行為を行うというような事案でございまして、こうした事案の内容を踏まえまして、公表の仕方としま

しては、記者レクが適切であると私どもとしては判断したものでございます。

その判断につきまして、一部御理解いただけていないところがあるということは、私どもとしても認識をしているところでございますので、こうした私どもの判断の根拠をしっかりとこれからも説明をして、報道の皆さんとの理解を得られるよう努力をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○高野洋介委員 ふれあいコンサート、本当によかったです。ですから、ぜひほかの委員さんたちにももっと参加してもらえば、非常によさが分かったと思いますので、非常に頑張っている職員さんもいらっしゃいますので、しっかりとそういうところはやっていただきますように、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに。

○池田和貴委員 すみません、ちょっと関連してなんですけれども、今高野委員がおっしゃったこと、すごく大切なことだと思うので、これを機会に考えていただくことが重要だというふうに思います。

で、改めて私が思うのは、それは、行政というか、警察行政としてやる部分と、あとは、そこには被害を受けられた方もいらっしゃるわけですから、その被害を受けられた方のいわゆるプライバシーですかとか、御本人がどう考えていらっしゃるのかとか、そういうところは、やはりその被害者保護の観点からすると、私は最優先されるべきところじゃないかというふうに思っております。

事案によっては、例えば被害者の方がこれ以上大きく世間を騒がせたくないような御意見をお持ちのときは、こういったところをや

はり私は最優先すべきじゃないかというふうに思っております。

ですから、いわゆる行政としての在り方とともに、私としては、その被害を受けられた方、こういった方々に対する配慮はしっかりとしていただきながら、今回のことを、今、岩田委員、高野委員のほうがおっしゃいましたけれども、こういったことも踏まえて考えていただければというふうに思っているところでございます。

これは、私、要望でございます。

○宮内警察本部長 今先生がおっしゃったことは、非常に大事なことだと私どもとしても認識をしておりまして、やはりその公表の仕方を考えるに当たりましては、被害者の方の保護ということをしっかりと考えていく必要があると考えております。

そういう点も含めまして、公表の仕方を判断していくわけでございますけれども、そういう内容につきまして、これから報道機関の皆様にしっかりと説明をして、御理解が得られるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑ありませんか。

○南部隼平委員 これは教育にも同じようなことがあるんですけれども、1ページの歳出のところで、退職手当が増額ということで、恐らく予定よりも退職者が多かったということだと思いますけれども、教えていただきたいのが、最近の退職の傾向、例えば定年前早期に退職する方が多いとか、あとは若い人が結構退職をする割合が増えているとか、直近の何か動向とともに踏まえて、もし分かる範囲でお答えいただければと思います。

○宇野警務課長 警務課です。

今年度辞められる方は、62歳まで希望すれば退職とならないんですけれども、残られる方が大体3割、去年が4割ぐらいだったんですね。大体そのくらいで推移していまして、その結果、数字的には退職という形になりますので——自己都合ですね。そういうのがちょっと数字的には増えているのかなという印象になるのかと思います。

○南部隼平委員 ありがとうございます。

そういう形で退職、残られる方が減ったということだと思いますけれども、やはり人手不足というのはどこでも同じなので、今回はそういう形が多いということですけれども、若い方でも比較的、私の周りにも警察を退職したりとかいう人も何人かおられますので、そういう方々の離職防止というところも、しっかり引き続き取り組んでいただければと思います。

要望です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

なければ、以上で警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありますか。

○池田和貴委員 すみません。まず、12ページ、高校教育課なんですけれども。

これは、12ページの事務局運営費の中の1番、企業版ふるさと納税充当に伴う財源更正ということが出ています。教育振興費、13ページの3番にも(1)番で企業版ふるさと納税充当に伴う財源更正ということが出ているんですけれども、これは、企業版ふるさと納税で、これはどこからお幾らいただいたかとかということは、これは公表できないことになっているんですかね。それとも、公表しても構わないんですかね。ありがたいことなんで

すかね。それとも、どういうことなんでしょうか。

で、何を言いたいかというと、企業版ふるさと納税でしてもらって、必要な予算、使える額が増えたということであれば、もう少しここは、企業側としても、やっぱりやってよかったですと思うには、いわゆる受けた側が、そういったことをいろんなところで情報発信することも必要なのかなというふうに思っていました。

そういう意味では、この委員会、いわゆる県民の皆さん方がインターネットで聞ける機会ですから、こういう機会には、この企業から幾らいただいたことによってここが進みましたとかということを私は説明の中に入れてもいいんじゃないかなというふうに感じたものですから、そこについてちょっとお尋ねしたいと思っております。

○坂本高校教育課長 高校教育課でございます。

委員御指摘のとおり、財源更正に企業版ふるさと納税を充当させていただいております。

企業も、いろいろな企業から御寄附いただいておりまして、——額には大分大小ございまして、中には表敬で来ていただいて、感謝状とかいろいろ対応しているものもございます。

ここで説明に入れて広くお知らせすることも、今後ちょっと考えていきたいと思います。

ありがとうございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

私は、やっぱりなかなか今まで日本の中では寄附をすること自体が少なかったんですけども、ここ5、6年、クラウドファンディングを始めたり、また、制度的に企業版ふるさと納税ですかね。そういう制度がつ

くられて、いわゆる民間の方々が、自分の意
思で、自分がやりたいところに寄附すること
によって社会的な貢献ができるというような
流れが出てきていると思うので、そういう意味では、
こういうのを広めるためには、受け手側もきちんとそういったところに対する感謝の意ですとか意義とかをしっかりと伝えていくことも大事かなというふうに思っており
ますので、ぜひそこは今後気をつけて説明をしていただければというふうに思っており
ます。要望です。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑ありませんか。

○橋口海平委員 11ページ、特別支援学校費の1の施設整備費の(3)の特別支援学校施設整備事業で、はばたき支援学校に体育館空調整備設備をするというお話でした。この前、高野先生が空調の話したと思うんですが、ここは比較的新しい学校だと思うんですが、今現在、新しい学校とか体育館を建てたときには、空調設備というのはつけて建てるものか、それとも、その事案によって変わるものか、つけないものか、ちょっとそこら辺を教えていただきたいと思います。

○中島施設課長 お答えいたします。

まず、新しい体育館を建てるときには、空調を併せて整備するのかというお尋ねに関しましては、そのような事例が1件ございます。それは、かがやきの森支援学校につきましては、2014年度に建築しておりますけれども、その際は空調も併せて整備しております。

それ以外の学校につきましては、体育館を新設するという事例が今のところございませんので、今回、はばたき高等支援学校、築年数が新しいということで、断熱性が確保でき

るという点も踏まえまして、今回ここを国の経済対策で予算計上させていただきたいと思ったところでございます。

○橋口海平委員 ありがとうございます。

断熱性が大事なんだなと、今話を聞いて感じたところなんですが、できる限りこれから新築で建てる分に関しては、こういう空調調整備とかちゃんと整えたほうがいいんじゃないかなと思いますので、要望いたします。

○中村亮彦委員長 ほかにありますか。

○高野洋介委員 4ページの学校人事課にお尋ねなんですけれども、先ほど南部委員がおっしゃったような、教育版でちょっと質問したいと思うんですけれども。

今、県教職員というのは、県内足りないわけじゃないですか。充足数を全然満たしてないということプラス今回の支給見込額も増えたということは、まあ定年延長云々は置いといて、現職世代ですよ、現職の方々で、体調不良だとか、いろんな事情で辞められる方というのが増えたからこの数字になっているのかなと思いますけれども、そういうことです。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

今高野委員がおっしゃったところは、多分退職者が増えたのでここが増えたんじゃないかなというお尋ねかと思いますけれども、今回の事案は、先ほどの警察と同じで、定年延長が始まった方々のところでどれぐらい出るか分からなかったので、見込みが当初3割で見込んでいたところが、予想よりも21名ぐらい多かったので、ここに反映したというのがメインでございまして、若い方々というのは、退職金がそれほど出ないところもあるので、ここの金額にそもそも出ている状態ではあり

ません。

で、退職が増えているかどうかというところなんですけども、今若い方を大量に採用しているので、退職している方が目立つことは目立つんですけども、トレンドを見て、10年前とかと比べて、今、多くの方が、若手の方が途中で辞めているという状態はありません。

なので、引き続き、特にこれだけ教員が不足してきているので、特に学校の中では穴が開いたりして目立つようになってしまったというのが要因かと思いますけれども、ただ、一人でも多くの先生方々に残っていただきたいという思いがありますので、引き続き、できるだけ残っていただくような対応というのを、採用確保と併せてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○高野洋介委員 ありがとうございます。

そういう言葉だけをうのみにすると、来年度以降、充足は満たすんじゃないかなっていうような受け取り方もしますが、そうではないのが現実だと思いますので、要は、どういうふうに職員を確保して、長く現場にいてもらって、しっかり子供たちの成長をサポートしてもらうかというのが大事ですので、そちら辺のサポートもしっかりしつつ、優秀な人材育成のために頑張っていただきたいと思います。

その次の議論は、後議のほうで、充足数のほうは話をさせていただきたいと思いますので、しっかり準備のほうをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○高井千歳委員 すみません。その下のところですね、初任者研修に係る非常勤講師の配置のところ、減額なんですかとも、これは、その見込みよりも少なかったという認識

でよろしいんでしょうか。

○清塘学校人事課長 お尋ねのとおり、4ページの2の管理運営費の(5)の初任のところだったと思いますけれども、初任者研修にかかるときに、先生方が、結構構研修に行くために、そこに非常勤を充てる費用なんですかとも、ここが若干足りなかつたというところで400万円の減額になっております。

具体的な人数でいきますと、85名の新規採用職員がいますけれども、今年度は72名しかちょっと非常勤の確保ができなかつたということで、ここで13名の非常勤を確保できなかつたものの減がこの400万円減額というところになっております。

以上でございます。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託された議案第1号、第4号、第8号及び第20号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた

後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○井上交通規制課長 交通規制課でございます。

本定例会の総務常任委員会で御審議いただいている熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の中で、関連する項目について御報告させていただきます。

まず、自動車保管場所標章交付手数料及び自動車保管場所標章再交付申請手数料の廃止についてでございます。

資料は、1ページから4ページとなります。

1ページをお願いします。

この手数料廃止につきましては、令和6年5月に公布されました自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴い、保管場所標章が全国一律に廃止されることによるものであります。

この改正法が令和7年4月1日に施行されることから、今定例会におきまして、熊本県手数料条例第2条に規定されている自動車保管場所標章の交付に係る手数料の廃止及び関連する熊本県収入証紙条例の関係規定の整理を行うものでございます。

交通規制課は以上でございます。

○堀田運転免許センター長 運転免許センターです。

私からは、熊本県手数料条例等の一部を改正する条例について御報告いたします。

説明資料、その他報告関係の5ページを御覧ください。

本件は、総務常任委員会の付託議案として御審議いただいておりますが、その一部が県警察に関する事から御報告いたします。

まず最初に、今回上程することとなった理由についてですが、資料の2番に記載しているとおり、昨年11月の定例県議会において制

定されました熊本県手数料条例の一部を改正する条例について、改正内容を再度確認しておりますところ、改正内容の一部に誤りが判明したことから、当該条例の一部を改正し、是正するものであります。

具体的には、資料3番にある表の太線で囲んだ部分が今回の是正箇所となります。

さきの条例改正において、改め文の表現に不足する部分があったことから、本来据え置くべき手数料についても改正されていたことが判明したため、今回改正前の額に改めるものでございます。

しかしながら、今回改正する手数料については、施行前であったことから、還付、追徴等の事案は発生しておりません。

今後も同様の誤りが発生しないように、チェック体制を強化して再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で運転免許センターからの説明を終わります。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

最後に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いしたいと思いましたが、少し時間が余っておりますので、急を要しなくとも、また、質問があれば質疑を受けたいと思います。質疑ありますか。

○高野洋介委員 教育長にお尋ねしたいんですけども。

今、国会で私立学校の無償化の議論があつていますよね。私、報道ベースでしか情報が入っておりませんけれども、これっていうの

は、私、県立高校にとって非常に大きなことだと思っています。

我々だけで決められることでもないし、国の制度が変わるわけでしょう。そうしたときに、県立高校というのは、熊本市以外の県立高校は相当厳しさが増すと思います。それに対して教育長は、どういうふうに思って、どういうふうに考えて報道を見られているのかなというのを、ちょっと率直に御意見として伺いたいなというふうに思っています。

○白石教育長 ありがとうございます。

まさしく本当高野委員おっしゃいますように、我々も、情報としては報道の情報しかございませんので、毎日報道を見ながらいろいろ危惧している部分もございます、正直ですね。

やはりこの前の無償化が、いわゆる所得制限があったときの無償化が始まったときも、やはり全体としては、私立、特に都市部を中心に私立への流れが強まって、大体約10年ぐらい前だったら、7、3ぐらいの比率で公立、私立があったんですが、今6、4ぐらいになってきているという状況でございまして、今後所得制限がなくなることで、さらに——これは、もう実際大阪、東京がそういう状況になってきているという話もございますし、まあそういうふうになるんじゃないかなというふうに危惧していますが、大体今ざつと計算して15%ぐらいがその所得制限がかかっている方というふうに——うちの県ではですね。ということですので、その15%の人たちがどういう動きになるかということになるかと思います。

御承知のように、今、県立高校の見直し、在り方、それから魅力化の有識者会議を設置していろいろ議論しているところでございますので、国の政策としてそうふうになる分については、そこはちょっとしっかりと見ながら、我々としては、やはりできるだけ県立高

校それぞれの魅力化をしっかりと図っていって、あり方の中でもそういう議論をしていくと思いますので、また、地域の皆さん 의견聴きながら、少なくとも地元の高校に行きたい生徒がたくさん増えるよう、魅力化できるように、そういう状況があるからこそまたしっかり頑張っていかなんかなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○高野洋介委員 ありがとうございます。

私、子供が今高校3年生なんですよ。今度卒業なんですけれども、いろいろ学校を回ってみますと——私、私立高校出身なんですよ。私立に対して——県立と私立何が違うかといったら、出口戦略なんですよ。出口政策が全く違うんですよ。県立高校は、出口があんまり魅力がない高校が多いんじゃないかなと思っています。で、保護者の一番の魅力は、ここの学校に行ったらどういうルートが豊富にあるとか、そういう出口がしっかりしている高校というのは、非常に魅力的んですよ。

ですから、これから県立高校が、私、るべき道は、出口をいっぱい、いろんなルート、いろんなチャンネルを持って、この高校に行ったらこういう選択肢が増えるよというようなところが必要かなと思いますので、今、魅力化には十分努めていらっしゃるのは十分理解しておりますし、応援もしますけれども、そこの出口戦略というのを、各学校、これまで以上に頑張ってもらって、やっぱり県立高校に来たらこういう将来が開けているよというようなところもしっかりとアピールしながらやっていただきたいなというふうに思いますので、また来年度以降、大変なところもあると思いますけれども、ぜひ頑張っていただきますように、よろしくお願ひします。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○荒川知章副委員長 すみません、今——高野委員がおっしゃられたことに関連していると思うんですけれども、水俣高校が半導体コース、もう4月からスタートで、出願の状況が新聞等出ていましたけれども、出願者数が1人ということで、この状況について、県としてどのようにお考えですか。

また、募集するに当たって、いろんな取組はされていたと思うんですけれども、募集の方法、この結果を受けてどのように考えていらっしゃるのか聞きたいのと、今高野委員がおっしゃったように、この半導体コースを卒業したら、例えば熊本大学の半導体、できていると思うので、そこに推薦枠があるとか、熊大に限らず、そういう半導体を学べる大学等に進学する枠があるとか、そういうのも必要かと思うんですけれども、そういうことをどう考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○坂本高校教育課長 今委員御指摘ありましたが、水俣高校、半導体情報科が今度新設されまして、期間は限られておりますけれども、PRのほうは、学校、あと教育委員会とともに、あと地元自治体も一緒にやってきたところでございます。

ただ、半導体自体が、やはり中学生にとって、すぐ身近にイメージできるような学びではない、逆に難しそうとか、そういうイメージも持たれているのかなというところは、結果として感じているところです。

後期の受験者は少なく——前期は7名おりましたけれども、ちょっと後期が少なかったのは非常に残念ですが、少し、先ほどおっしゃられた出口のこともやっぱり見えないと、なかなか保護者も後押しできないのかなと思っておりませんので、やはり進路開拓をしなが

ら、幸い進路先とか就職先とか、あと学ぶ先も大分増えてきておりますので、そこをしっかりとつくりながら、来年以降上昇できるよう頑張りたいと思っております。ありがとうございます。

○荒川知章副委員長 ゼひ、新しい学科で、県北はもうTSMC来てますけれども、県南で人材育成ということで新設されたということですので、ゼひ人材をしっかりと募集して、それに応募できるような、中学生の段階からしっかり興味を持たせるような、この道に進めばどういった将来があるかというのを、しっかりとビジョンを持てるような対策をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○坂本高校教育課長 さらに連携を進めたいと思います。ありがとうございます。

○中村亮彦委員長 ほかに何かありますか。なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたします。

それでは、これをもちまして第5回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長